

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の不利益処分についての不服申立て
に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員長 宮下 智満

群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会規則第2号

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成19年公平委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条中「又は異議申し立て(以下「不服申立て」という。)」を削る。

第2条第1項中「又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)」を削り、同条第2項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削る。

第4条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第6条の見出し中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第13条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「裁決又は決定(以下「判定」という。)」を「裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「判定」を「裁決」に、「裁決書又

は決定書（以下「判定書」という。）」を「裁決書」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第1号及び第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改める。

第16条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条第1項第1号及び第3号、第2項並びに第4項第2号並びに第21条第1項中「判定」を「裁決」に改める。

第23条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。